

第4部 債権総論
6. 債権の消滅

■ 79-1 債権の消滅するとき

債権の消滅 { 弁済
代物弁済
供託
相殺
更改
免除
混同

■ 80-1 弁済

【弁済】債務者が債務の内容である給付を実行する行為

*弁済は必ずしも意思表示を必要としないため、法律行為ではなく準法律行為。

*債務者以外の第3者が弁済することもできる。

■ 80-2 弁済の提供

弁済手順 ①債務者が債権者に対して弁済を提供（弁済の提供）→②債権者がそれを受け取る（弁済の受領）

【弁済の受領】債務者が債務者としてすべきことをした後に債権者に協力を求めること

*弁済の提供をすると、債務者は債務不履行によって生じる一切の責任を免れる（492条）。

弁済の提供が有効であるために { ①債務の本旨に従ったものであること
②現実または口頭の提供であること

■ 80-3 弁済の効力

{ 他人物の引渡し
特定物の引渡し
弁済場所
弁済費用

①他人物の引渡し

弁済した者が弁済として他人物を引き渡すと、それは債務の本旨に従った弁済の提供ではなく、弁済の効力は生じない。

*他人の物を債権者に引き渡した場合、弁済者はその代わりに別の物を引き渡さないと、人の物を返してもらえない。ただし、債権者が弁済として受けた物（他人の物）を善意で消費したり、誰かに譲渡した場合は、その弁済は有効となり、別の物を返却しても取り戻せない（475条、477条本文）。

事例 電気屋Aが買主Cに引き渡したテレビはBから預かっていた物であった場合、Aは別のテレビをCに引き渡さなければBのテレビを取り戻せない。テレビの所有者BはCに引渡しを請求することができるが、Cがテレビを即時取得してしまうと、返還請求はできなくなる。（動産の即時取得制度）。

②特定物の引渡し

債権の目的が特定物の引渡しである場合、弁済をする者は引き渡すときの現状のまま引き渡す必要がある（483条）。

事例 馬の引渡しが債権の内容ならば、引き渡し時期にその馬が病気にかかっている、足を骨折していても債務者としては馬を引き渡せばよい。

③弁済場所

特約（特別な契約）があればそれに従うが、なければ特定物では債権が発生した当時その物が存在した場所、特定物以外では債権者の現在の住所が弁済場所となる（484条）。

④弁済費用

特約がなければ、弁済費用は債務者が負担する。ただし、債権者が債権発生時から住所を移転したため増加した費用は債権者の負担となる（485条）。

■ 80-4 弁済の提供方法

弁済の提供は原則「現実の提供」でなければならない（493条）。

【現実の提供】債権者がただ受け取りさえすればよい程度に提供すること。

【口頭の提供】債権者が前もって受け取りを拒否している場合、債務の履行について債権者の協力が必要な場合は、弁済の準備をしたことを通知して受領を催告するだけでよい（493条）。

■ 80-5 第三者の弁済

弁済は債務者以外の第三者が行ってもかまわない（474条1項）。

第三者弁済が許可されない場合 { ①債務の性質が許さないとき
②当事者が反対の意思表示をしたとき
③利害関係のない第三者が債務者の意思に反してするとき

*したがって利害関係のある第三者が債務者の意思に反して弁済を行うことができる。利害関係のある第三者とは物上保証人や担保不動産の第三取得者などのように弁済をするについて法律上の利害関係を有する第三者。借地上の建物の

賃借人は敷地の地代の弁済に関しては「利害関係を有する第三者」である。

■ 80-6 弁済による代位

【弁済による代位】債務を弁済した第三者は債務者に対して原則として求償権を取得するが、その際債権者が債務者に対して有していた債権は、それに付随する担保権も含めて弁済をした第三者に移転すること。

事例 債権が抵当権付きであれば、抵当権の随伴性から、代位弁済者に債権が移転すると共に、抵当権も代位弁済者に移転する。

弁済による題意の要件 { ①弁済、その他弁済と同視される物によって債権者に満足を与えたこと
②弁済をした物が債務者に求償権を有すること
③債権者の承諾があるか、または弁済をするについて正当の利益を有すること

①弁済、その他弁済と同視される物によって債権者に満足を与えたこと

【一部弁済による代位】第三者が一部を弁済したに過ぎない場合でも、弁済があった部分については債権者を満足させたのだから、弁済をした第三者は弁済した価格に応じて債権者と共に債権を行使できること（502条1項）。

②弁済をした物が債務者に求償権を有すること

債務者に贈与するつもりで弁済した場合には昇級権は生じず、弁済による代位は起こらない。

③債権者の承諾があること、または弁済をすることについての正当な利益があること

弁済をする正当な利益が第三者に内場合には債権者の承諾がないと弁済による代位はない（499条1項）。

【任意代位】弁済をする正当な利益がないのに、債権者の承諾を得て弁済をすること。

代位 { 法定代位＝自分が弁済しないと債権者から弁済を請求されたり（保証人）、あるいは提供した担保を取り上げられる（物上保証人）人が債務者に代わって弁済すること。債権者の承諾如何にかかわらず、弁済によって代位することができる（500条）
任意代位＝弁済しなくても不利益を被らない地位にある人が債権者の承諾を得た上で代位弁済すること。債権者から債務者に任意代位を承諾している旨を通知するか、債務者が任意代位を承諾しなければ弁済によって代位することはできない。

*法定代位者以外の者の弁済代位にこんな条件が付くのかということ、本来なら法定代位弁済者が債務を弁済しても任意代位弁済者が債務を弁済しても、当該債務は消滅するべきところだが、実際にはそれが消滅せずに任意代位弁済者に移転することを認めたもの。任意代位弁済者が後になって債権者代位権（債権者が債務者の持っている権利を債務者自身に代わって行使する権利）が欲しいと言ってもダメだということ。

*債権者から承諾している旨を債務者に通知するか、あるいは債務者がそれを承諾しなくては、任意代位弁済者はこの代位をもって債務者やその他の第三者に対抗できない。

*債務者以外の第三者に対してはこの通知・承諾は確定日付のある証書によらなければ対抗できない（499条2項）。

【対抗要件】当事者間の権利関係の得喪変更を、第三者に対して主張しうるための法律要件。

事例 AはBに1000万円貸している。そろそろ約束の返済期限なので、Bに返せと言ったところBは一文無し（無資力）の状態だった。だがBはCに1000万円お金を貸していた。AはBに対してCから1000万円を返してもらえと言ったが、BはどうせCから取り立ててもそっくりAに返すだけなのだからおもしろくないので承諾しない。そこでAは「債権者代位権」を使い、Bに代わってCに対して債権の取り立てることができる。

*ただしこの債権者代位権は金銭、言い換えると借金にしか使えない。例外として土地がB→C→Aと譲渡されたが登記がBのままだった場合には、AはCを代位してBから登記をもらうことができる。

*また債務者Bの人格に関わる一身専属権（離婚請求権、扶養請求権、夫婦の同居請求権）には債権者代位権は行使できない。AがBから借金を取り返すのに、Bに奥さんと離婚せよと言っても仕方がないから。

*債権者代位権を行使するには債務者Bが無資力でないとダメ。Bにお金があるのに借金を自分のお金では返さずにCから取り立てるのはCに対する不当な干渉になるからだ。

*Bが自分の債務者Cに対して債権を行使していないことが必要。つまりBはCに対して貸した金を返せと言い続けているがCがなかなか金を返してはくれない様な場合には債権者代位権をAは行使できない。

*Bは借金をAに返さないといけない時期になっていること（被保全債権が弁済期にあること）が必要。借金を返す期日が1ヶ月も先なのにAが債権者代位権を行使してCから借金を取り立ててはダメ。ただし、裁判所の許可をもらっていたり、BがCに貸しているのが高級な壺で、使い方の乱暴なCの手元に置いておくといつ壊されるか分からない！という場合には急を要するので債権者代位権が認められる。

*この債権者代位権は裁判に訴えなくても行使できるし、代位権を行使できる額は債権者の持つ債権額の範囲1000万円までに限定され、それを超える3000万円を取り戻そうとしてもダメ。また取り戻した1000万円はBを通さずに直接Aに引き渡すようにCに要求することも可能。

■ 80-8 弁済を受ける権利のない人に弁済した場合

弁済受領権のない人に弁済しても無効となる。ただし、それによって債権者が利益を受けた限度においては弁済としての効力を生じる（479条）。

弁済が有効になる場合 { 債権者の準占有者に対する弁済
受領証書持参人への弁済

①債権者の準占有者に対する弁済

【債権の準占有者】取引通念上、本当の債権者であると信じさせるような外観を有する者

- * 拾った切符で電車に乗る者
- * 盗んだ預金通帳と印鑑で銀行から金を引き出そうとする者

債権の準占有者に対して、弁済をした者が善意無過失で弁済をしたのであれば有効となる（478条）。

②受取証書持参人への弁済

【受取証書】領収書などの弁済の受領を証する文書

受取証書を持参した人に対して弁済をした者が善意無過失で弁済したのであればその弁済は有効となる（480条）。

* 弁済が有効であると認められた場合、本当の債権者としては弁済を受けた無権利者に対して不当利得に基づく返還請求、不法行為に基づく損害賠償請求をすることになる。

■ 80-9 弁済の充当

【弁済の充当】債務者がある債権者に対して数口の借金がある場合、または数ヶ月分の賃料をためているような場合、債務者が弁済として提供した額がその全部を弁済するのに足りないとき、どの債務の弁済にその額を当てるのかを指定すること。

* 弁済の充当は当事者間の合意で自由に決めることができるが、合意がなければ

- ・ 弁済をする者が指定することができる（488条1項）
- ・ 弁済をする者が指定しなければ弁済を受領する者に指定権が移る（=指定充当）（488条2項）
- ・ 指定充当でも決まらない場合は489条の規定に従う（=法定充当）（489条）。
- ・ 元本の他に利息や費用を支払わねばならない場合は①費用、②利息、③元本の順で充当する（491条1項）。

■ 80-10 弁済証明

弁済をした者は受取証書交付請求権、および債券証書変換請求権を持つ（487条）。

■ 81-1 代物弁済

【代物弁済】本来の給付に代えて他の給付を実現することにより債権を消滅させる債権者と弁済をする者との契約

* 本来の給付に代えて他の給付を実現すること（=要物契約）が、単に給付すべき新たな債務を負担すること（=更改）とは異なる。

* 代物弁済は本来の弁済をしたのと同じ効果がある（482条）。

* 代物弁済は当事者間での予約形式で行われること（代物弁済の予約）が多い。

■ 82-1 供託

債権者が弁済の受け取りを拒む場合、受け取ることができない場合、または弁済者の過失なくして債権者が誰か分からない場合には、弁済者が債権者のために供託所との間で弁済の目的物をあずける契約（494条）。

供託のメリット {

- 目的物を保管しなくても良くなる
- 債務自体が消滅する
- 担保権の消滅を債権者に請求できる

■ 83-1 相殺

【相殺】債務者が債権者に対して自分もまた同種の債権を有する場合に、その債権と債務とを対当額において消滅させる債務者の一方的意思表示（=単独行為）（505条1項）。

事例 Aに100万円の借金があるBが、自分の土地をAに300万円ですった場合、BはAに100万円の借金を返済しなくてはならないし、Aも地代300万円をBに支払わねばならないのだが、Aが200万円をBに支払えば済む話であり、それぞれの支払いを別個にするのは二度手間だ。そこでBが相殺の意思をしめせば、100万円分の債権がお互いに消滅し、BのAに対する200万円の債権（AのBに対する200万円の債務）が残るだけとなる。Bが相殺の意思を示したので、BのAに対する債権300万円を「自働債権」、AのBに対する100万円の債権を「受働債権」と呼ぶ。

* Aの債務の履行地とBの債務の履行地は異なっても良いが、相殺する当事者は相手方に生じた損害を賠償になくてはならない（507条）。

【自働債権】相殺の意思を示した当事者の相手方に対する債権

【受働債権】その逆

■ 83-2 相殺の要件

相殺の要件（相殺適状） {

- ①原則として同一当事者間に債権の対立があること
- ②対立する両債権が同種の目的を有すること
- ③対立する両債権が有効であること
- ④自働債権が弁済期であること
- ⑤債務の性質上相殺の許されないものでないこと

①債権の当事者間の対立

両当事者がそれぞれ相手方を債務者とする債権を有すること。ただし、連帯債務と保証債務では他人のもっている債権で相殺できたり、あるいは他人に対する債権で相殺できるという例外もある。

②同種の目的を有する債権

一方が金銭の支払いを目的とする債権で、他方が動産の引渡しを目的とする債権である場合は相殺できない。

③有効な債権

どちらかの債権が無効であれば相殺も無効となる。ただし、自働債権が時効で消滅しても、その債権が消滅前に相殺可能な状態であれば相殺することができる（508条）。
？

④自働債権が弁済期であること
受働債権は必ずしも弁済期である必要はない。

■ 83-3 相殺適状なのに相殺できない場合

相殺適状でも相殺不能 {

- ①当事者が反対の意思を示したとき（505条）
- ②受働債権が不法行為による損害賠償請求権であるとき（509条）
- ③受働債権が差押えを禁止された債権であるとき（510条）
- ④受働債権が支払の差止め（差押え）を受けた後に受働債権を取得したとき（511条）
- ⑤受働債権あるいは自働債権に質権が設定されているとき
- ⑥自働債権が差押えられたとき
- ⑦自働債権に抗弁権がついているとき

■ 83-4 相殺の効力

相殺の効果は、意思表示をしたときから生じるのではなく、相殺適状になった時にさかのぼって生じる（506条2項）
【相殺の遡及効】相殺の効力が意思表示時ではなく相殺適状になった時点にまで遡って生じること

■ 83-5 相殺契約と相殺

相殺=単独行為による相殺、相殺しようとする当事者は相手方の意見を聞くことなく一方的に相殺の意思を表示することができる
相殺契約=契約自由の原則により当事者が自由に締結するもので 505条以下は適用されず、相殺適状も不要。

■ 84-1 更改

【更改】一個の契約によって「旧債権」を消滅させるとともに、「新債権」を成立させる契約

更改 {

- ①債権者の交替による更新（515条）
- ②債務者の交替による更新（514条）
- ③目的の変更による更新

①債権者の交替による更新=AのBに対する100万円の債権を消滅させて、CのBに対する100万円の債権を成立させる契約。債権者がAからCに交替した。

②債務者の交替による更新=AのBに対する100万円の債権を消滅させて、AのCに対する100万円債権を成立させる契約。債務者がBからCに交替した。

③目的の変更による更新=AのBに対する100万円の債権を消滅させて、AのBに対する車の引き渡しを目的とする債権を成立させる。

■ 85-1 免除

【免除】債権を無償で消滅させる債権者の一方的な意思表示（単独行為）

■ 86-1 混同

【混同=債権の混同】債権と債務とが同一人物に帰する事実。混同によって債権は消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的となっているとき、または当該債権が第三者に差押えされている場合等は消滅しない。

*【物権の混同】物権の消滅原因の一つ。同一物について、所有権と、他の物権（制限物権）が同一人に帰属することをいい、この場合、当該「他の物権」は消滅する（民法179条1項）。ただし、その物が第三者の権利の目的であるとき（他に抵当権者、地上権者、借地権者等がいる場合）や、当該「他の物権」が第三者の権利の目的であるとき（「他の物権」である抵当権に、転抵当が設定されている場合など）は、当該制限物権は消滅しない（同条1項ただし書）。

事例 AのBに対する100万円の債権の上にCが質権を取得していた場合、債権は消滅しない。